

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- ・IT実装支援について、共通EDIの構築を通して、データ相互利用の促進とシステムトラブル対策やセキュリティ対策の助言、支援を行います。
- ・グリーン化の取組について、脱・低炭素化に関する助言と支援を行います。
- ・健康経営に関する取組として、健康経営にかかるノウハウの提供、健康増進施策の共同実施、ハラスメントの防止等を進めます。
- ・BCP／事業継続について、災害時等の連絡体制の整備に関する助言を行うとともに、事業継続計画策定の助言等の支援も進めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

当社は、荏原調達方針をもとに取引先とパートナーシップを構築し、荏原CSR調達ガイドラインに従って取引をすることで、取引先との共存共栄を目指しています。
荏原調達方針及びCSR調達ガイドラインについては、荏原製作所のホームページから、[ホーム>サステナビリティ>社会>サプライチェーンマネジメント](#)をご参照下さい。

2024年1月29日
(2024年10月29日更新)
(2025年1月1日代表者変更による更新)
(2026年1月1日更新および代表者変更)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

荏原環境プラント株式会社 代表取締役社長 佐藤 誉司